

書面掲示事項等

保険医療機関及び保健医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が定める事項について掲載しています。

当薬局で取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・特定疾患治療費等に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

療養の給付と直接関係のないサービス等の取り扱いについて

〈薬剤の容器代〉

必要に応じて容器代を頂戴しております。

（軟膏缶（2g、3g、5g、10g、20g、30g）：30 円、軟膏缶（50g、60g、100g）投薬瓶・チューブ（小）：60 円、リップ容器・チューブ（大）：100 円）

〈医薬品の郵送料〉

患者様の都合・希望に基づく医薬品の郵送料は原則として患者様負担になります。

〈希望に基づく甘味剤等の添加〉

原則として料金はいただいております。

〈希望に基づく一包化〉

医師の指示があった場合に限り、既定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

長期収載品の調剤について

長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を希望される場合、国の制度に基づき特別の料金をいただく場合がございます。制度の趣旨をご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

※「特別の料金」とは、厚生労働省が定める「長期収載品」を、医療上の必要性等なく使用する場合に、後発医薬品との差額の2分の1相当（＋消費税）を医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただくものです。

調剤基本料について

当薬局では調剤基本料1もしくは調剤基本料2を算定しております。

（スワ店・古賀島店・東三城店・田中薬局は基本料1、峯の平店は基本料2）

調剤管理料について

当薬局では調剤管理料を算定しております。

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行ったうえで、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料について

当薬局では服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認したうえで、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集したうえで、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施しています。

なお、患者さまが選択されたかかりつけ薬剤師が服薬指導等を行う場合も、服薬管理指導料として算定されます。かかりつけ薬剤師は、患者さまが使用しているお薬の情報を一元的・継続的に把握し、複数の医療機関から処方されたお薬の重複、飲み合わせ、残薬状況等を確認しながら、安心してお薬を使用していただけるよう支援します。

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

以下の基準を満たす薬局は地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 を算定しております。

・後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上。

・計画的な調達・在庫管理、他の薬局への医薬品分譲実績（伝票等を 2 年間保存）。医薬品入手困難時には他薬局紹介や処方変更の照会等で適切に対応しています。重要供給確保医薬品は 1 ヶ月程度の備蓄に努め、単品単価交渉を原則実施しています。また、卸への頻回・急配依存や不適切な返品を慎み、地域の医療機関・薬局等と情報共有・事前取り決めを行っています。（地域における医薬品の安定供給体制）

また、以下も同時に満たす薬局は、地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 もしくは 3 を算定しております。

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
 - ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
 - ・ 麻薬小売業者の免許
 - ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
 - ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
 - ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
 - ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局当たり年 24 回以上）
 - ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
 - ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
 - ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
 - ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
 - ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
 - ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
 - ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
 - ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
 - ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
 - ・ 健康相談の取り組み
 - ・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止
 - ・ 体重計・血圧測定器等のセルフメディケーション関連機器を 3 つ以上設置
 - ・ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスは提供していない
- （峯の平店は加算 1、スワ店・東三城店は加算 2、古賀島店は加算 3）

時間外等加算（時間外・休日・深夜）について

当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は、下記携帯電話へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

- ・時間外加算（おおむね 6：00～8：00、18：00～22：00 の間で開局時間外）：基礎額の 100%
 - ・深夜加算（22：00～翌 6：00 の開局時間以外）：基礎額の 200%
 - ・休日加算（日曜日、国民の祝日、年末年始の開局時間以外）：基礎額の 140%
- （緊急時携帯電話、全店共通：090-8411-8614）

夜間・休日等加算について

開局時間のうち、平日は 19：00 から閉店まで、土曜日 13：00 から閉店まで、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）の終日に算定いたします。

- ・夜間・休日等加算：40 点

医療情報取得加算について

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しております。

当薬局ではオンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取り組みを実施しています。

当薬局では医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

連携強化加算について

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しています。

当薬局は第二種協定指定医療機関の指定を受けています。

オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売しています。

① 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合も含む）。

イ 個人防護具を備蓄。

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の抵抗ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備。

② 災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む）。

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力を行う体制。

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議のうえで、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制。

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療）・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護）について

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただきますことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談下さい。

在宅薬学総合体制加算について

当薬局では在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えています。

在宅患者の皆様には既定の調剤報酬点数表に従い在宅薬学総合体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

無菌製剤処理加算について

当薬局は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について

当薬局は麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。

医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

在宅中心静脈栄養法加算について

当薬局は高度管理医療機器等販売業の許可を受けています。

在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

調剤ベースアップ評価料について

当薬局では、以下に掲げる施設基準を満たし、該当の評価料を算定いたします。

- ・調剤基本料の届出を行っている保険薬局であること
- ・対象職員が勤務していること
- ・対象職員の賃金改善を実施するための体制が整備されていること

調剤物価対応料について

処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定点数を算定いたします。

災害及び新興感染症発生時等の非常時に必要な体制について

当薬局は、災害及び新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保しております。

① 新型コロナウイルス感染予防対策

- ・従業員のマスク着用・手指アルコール消毒
- ・薬局営業時間内の常時換気
- ・待合室、調剤室内へ空気清浄機やサーキュレーターの設置
- ・受付・投薬スペースへのパーティション設置

② 新型コロナウイルス感染拡大防止に対する活動

- ・新型コロナウイルスにより店舗への来局が難しい方に向けた電話・通信機器による服薬指導やご自宅への配送

- ③ 災害・新興感染症発生時の営業体制確保
 - ・BCP（事業継続計画）の作成
 - ・グループ内薬局、地域薬局と連携した医薬品の確保

個人情報保護に関する基本方針について

① 基本方針

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、良質な薬局サービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。

② 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ・個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- ・安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- ・定期的に個人情報の取扱状況を確認し、問題があれば改善します。
- ・個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- ・業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- ・個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

③ 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- ・個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ・個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- ・個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ・その他、個人情報の取扱についてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱いについて

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、住所や緊急時の連絡先等）
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携
- ・病院、診療所などからの照会への回答、家族などへの薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談又は届出等

- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・外部監査機関への情報提供